

介護職員ら書類送検

大阪 登録受けず経管栄養

大阪府警羽曳野署は2日、府知事の登録を受けずに利用者への医療行為を職員にさせたとして、羽曳野市の介護付き有料老人ホーム「グランパ羽曳野」の元施設長（43）ら2人と運営会社「エス・エッチ・エー」を介護福祉士法違反などの疑いで書類送検した。ま

た、元施設長らの指示で実際に医療行為を行った介護職員ら20人も医師法違反などの疑いで書類送検した。

逮捕容疑は2013年1月～14年9月、利用者の男女4人に対する経管栄養などを介護職員らにさせた疑い。同署によると、元施設長は違反を認め、「施設

設の運営費用の問題で仕方がなかった」と話しているという。

介護職員の医療行為は、12年4月以降、経管栄養などの特定医療行為に限り、都道府県知事の登録を受けた介護施設で一定の研修を経て認定を受けた介護職員であればできるようになった。厚生労働省によると、登録を受けずに介護福祉士法が定める医療行為を行ったとして介護施設が摘発されるのは全国初。